



2026年5月13日

各位

会社名 三井金属株式会社
代表者名 代表取締役社長 池信 省爾
(コード番号：5706 東証プライム)
お問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
三井 幸喜
(TEL. 03-5437-8028)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定をすることを決議しました。これに伴い、本制度に関する議案を2026年6月26日開催予定の第101期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

(1) 本制度の改定の概要

当社は、2021年6月29日開催の第96期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その後、同制度の改定を経て、現在は当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象とした本制度を導入しております。なお、対象取締役の報酬等の額は、2024年6月27日開催の第99期定時株主総会において年額720百万円以内（うち社外取締役は年額100百万円以内）とご承認いただいております。また、2025年6月27日開催の第100期定時株主総会において、上記報酬の内枠で、本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）または当社の普通株式の総額および発行または処分される当社の普通株式の総数は、「勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬」として年額50百万円以内（うち社外取締役分は年10百万円以内）および年16,650株以内（うち社外取締役分は年3,400株以内）、「ESG指標要件型譲渡制限付株式報酬」として年額50百万円以内および年16,650株以内、合わせて年額100百万円以内および年33,300株以内とご承認いただいております。

今般、当社における役員報酬制度の見直しを行い、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めるため、代表取締役社長の基礎報酬の一部を勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬へ移行し、株式報酬の割合を引き上げ、また、当社株価の上昇に伴う当社株式価値の増加を考慮して、本制度の内容を一部改定することにいたしました。

具体的には、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権または当社の普通株式の総額および本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数を、「勤務継続要件型譲渡制限付株式報酬」として年額70百万円以内（うち社外取締役分は年10百万円以内）および年20,000株以内（うち社外取締役分は年2,900株以内）、「ESG指標要件型譲渡制限付株式報酬」として年額50百万円以内および年14,300株以内、合わせて年額120百万円以内および年34,300株以内（ただし、本株主総会の決議の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とします。なお、上記の改定につきまして、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して変更するものではご

ございません。

(2) 本制度の改定の条件

上記の改定は、株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

(3) その他

以上の改定点のほか、本制度における内容に変更はございません。

以 上